

議案第 8 号

養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

養父市長 広 瀬 栄

養父市条例第 号

養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年養父市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 11 条第 1 項中「規定は、」の次に「給与条例第 27 条第 1 項に規定する基準日（以下第 21 条において「基準日」という。）に在職する者のうち」を加える。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 11 条の 2 給与条例第 28 条の規定は、給与条例第 28 条第 1 項に規定する基準日（以下第 21 条の 2 において「基準日」という。）に在職する者のうち任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する給与条例第 28 条第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第 21 条第 1 項中「規定は、」の次に「基準日に在職する者のうち」を、「この条」の次に「及び次条第 1 項」を、「第 4 項中「」の次に「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において」を、「とあるのは、「」の次に「それぞれその基準日において」を加える。

第21条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第21条の2 給与条例第28条の規定は、基準日に在職する者のうち任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは、「それぞれその基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除き、日額又は時間額により報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあっては、規則で定める方法により月額に換算した額)」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第28条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(養父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 養父市職員の育児休業等に関する条例(平成16年養父市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地公法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)」に改める。

(養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年養父市条例第265号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第9条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員の給与については、養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年養父市条例第6号)の規定の適用を受ける者の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第8号 養父市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第27条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、<u>給与条例第27条第1項に規定する基準日</u>(以下第21条において「基準日」という。)に在職する者のうち任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第11条の2 給与条例第28条の規定は、給与条例第28条第1項に規定する基準日</u> <u>(以下第21条の2において「基準日」という。)に在職する者のうち任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第28条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、<u>基準日に在職する者のうち</u>任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条<u>及び次条第1項</u>において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第27</p>

現 行	改 正 案
<p>手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除き、日額又は時間額により報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>条第4項中「<u>それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「<u>それぞれその基準日においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除き、日額又は時間額により報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては、規則で定める方法により月額に換算した額）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p> <p><u>第21条の2 給与条例第28条の規定は、基準日に在職する者のうち任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは、「それぞれその基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除き、日額又は時間額により報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第28条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p>

第2条 養父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(養父市職員の給与に関する規則(平成16年養父市規則第45号)第28条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(養父市職員の給与に関する規則(平成16年養父市規則第45号)第28条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

第3条 養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(退職者の給与)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。</p>	<p>(退職者の給与)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p>第9条 <u>地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員の給与については、養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年養父市条例第6号)の規定の適用を受ける者の例による。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。</p>